

### Ⅲ 参画と協働で自立するまち

- 1 まちづくりに参加できる仕組みをつくり、協働のまちづくりを進める ... 61
- 2 男女それぞれの個性や能力を生かせる社会をつくる ..... 63
- 3 町民・行政相互の情報共有を推進する ..... 65
- 4 効率的な行政運営を進める ..... 67
- 5 広域連携の強化を進める ..... 69
- 6 財政の健全化を進める ..... 71



### Ⅲ 参画と協働で自立するまち

## 1

# まちづくりに参加できる仕組みをつくり、協働のまちづくりを進める

協働と住民自治によるまちづくりを目指し、自治基本条例の制定等、誰もがまちづくりに参画できる仕組みや自治組織を確立し、地区の特性や課題に対応したまちづくりを推進するとともに、NPO やボランティア団体等の育成と活動促進、ネットワークづくりを進め、協働によるまちづくりの推進体制を確立します。

#### 現状・課題

人々のライフスタイルや、価値観が多様化し、地域での課題も個別複雑化してきており、行政だけでは対応が難しい課題も多くなっています。

本町でも、多様な団体等が地域の活動に活発に関わっており、町政や公共的な分野においても、団体等と行政が連携し、地域課題の解決や町民ニーズへの対応などが期待されるようになっており、町民の行政への参画機会を拡充する必要があります。

また、地域住民の近隣関係や区・自治会活動への関心が希薄になっているため、区・自治会への加入率の向上や各種行事への参加を高める必要があります。

地域の多様な生活課題やまちづくり課題に対応していくため、区・自治会組織を強化し、町民が主体的に取り組める仕組み（権限と責任）を確立する必要があります。

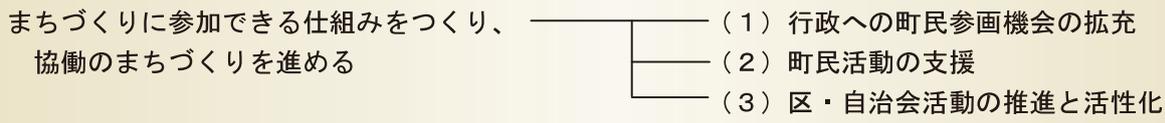
#### 10年後の姿

- 区・自治会組織やNPOなどと行政との協働により、地区の特性を生かした魅力あるまちづくりが進められています。
- 地区での活動が活発になり、区・自治会加入率が高まっています。

#### 目標指標

| 指標名                              | 単位 | 現状値  | 目標値  |      |
|----------------------------------|----|------|------|------|
|                                  |    |      | H27年 | H32年 |
| ボランティアやNPOの活動が活発に行われていると考える町民の割合 | %  | 9.8  | 15.0 | 20.0 |
| 区・自治会加入率                         | %  | 77.0 | 79.0 | 81.0 |
| NPO公募提案型事業 <sup>注1</sup> 応募団体数   | 団体 | 2    | 4    | 4    |

## 施策の体系



## 施策の展開方向

### (1) 行政への町民参画機会の拡充 【拡充】

- ◇ 町民自らが、まちづくりの主役であることを認識し、職員については意識改革を図るなど、町民と行政の双方の協働意識の醸成を図ります。
- ◇ 町民と行政との対等性や透明性を確保しながら、協働関係が構築できるよう、広報紙、インターネット等様々な方法を活用し、行政の情報を町民目線に立ってわかりやすく、迅速に公開・提供し、情報の共有化を推進します。
- ◇ 町民と行政が情報交換、意見交換を行い、相互理解に努めます。★
- ◇ 委員会や懇談会等への町民参加を呼びかけ、町民と行政が語り合う機会を一層増やします。
- ◇ 町民、事業者、行政など、主体ごとに役割と責務を明らかにするなど、まちづくりを進める上での考え方や実現していくための“しくみ”を定めた自治体の基本ルールを町民参加でつくります。★
- ◇ 町民と行政が対等な立場で協働に当たるよう、町民と行政が支え合う協働のルールづくりを行います。★

### (2) 町民活動の支援 【継続】

- ◇ 町民が自ら学び、活動する拠点として町民活動センターなどの活用を推進します。★
- ◇ 町民が自主的に意見交換したり、交流する場を提供します。
- ◇ 社会参加活動が活発化するように、活動を支援します。
- ◇ 町民活動団体、ボランティア団体等のネットワークを形成し、交流の場づくりに取り組みます。★

### (3) 区・自治会活動の推進と活性化 【拡充】

- ◇ 区・自治会への加入を促進するため、区・自治会と町との意見交換に努めます。

## 協働によるまちづくりの考え方

町民本位となるよう公共サービスの質の向上を目指し、様々な団体が連携・協力し、協働のまちづくりを進めます。

県が開催する研修会に参加したり、町やその他団体のノウハウを参考にするなど、コミュニティ活動の内容を充実させ、住んでよかったと思う魅力的なまちづくりを展開します。

#### 町民の行動指針

- ◇ 区・自治会へ加入し、積極的に活動に参加します。
- ◇ 町の政策形成過程へ積極的に参画します。
- ◇ 町民自らより良い地域づくりを目指します。
- ◇ 自発的に地域課題の解決に関わります。
- ◇ 地区の特性を生かした自主的な区・自治会活動を展開します。
- ◇ 町民活動へ積極的に参加します。

#### 行政の行動指針

- ◇ 町民活動団体などを行政運営のパートナーと位置づけ、協働による行政運営へと転換を図ります。
- ◇ 協働のまちづくりに関する相談業務の充実を図ります。
- ◇ 町職員の町民活動への参加を促進します。
- ◇ 民間活力を活用した公共サービスの充実を図ります。
- ◇ 区・自治会やNPOの育成支援に取り組みます。
- ◇ 区・自治会の活動に対して支援します。

### 用語解説

注1 NPO公募提案型事業：町民主体のまちづくりを推進するため、地域の様々な問題解決に向け、町民活動団体等の特性を生かした事業提案を公募し、提案団体と町が共に「公共サービス」の担い手となり、協働して解決に取り組む事業。

### Ⅲ 参画と協働で自立するまち

## 2 男女それぞれの個性や能力を生かせる社会をつくる

男女が平等で互いに尊重し合い、性別に関わりなく自立し、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、仕組みづくりや推進体制づくりを進めるとともに、地域、家庭、職場、教育などのあらゆる場面で、男女が積極的に参画できる機会づくりなどを進めます。

#### 現状・課題

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

本町では、平成19年度に「東郷町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた基本指針や必要な施策を定めました。

地域・家庭・職場などあらゆる分野において、固定的な役割分担意識や慣習等を見直し、男女共同参画を一層推進することが必要です。また、各種審査会や審議会等への女性の登用を促進していくことが必要です。また、男女間の暴力による被害や児童の虐待などが社会問題となっており、暴力の根絶・防止、被害者の保護・支援体制の整備、子どもの権利の擁護が必要となっています。

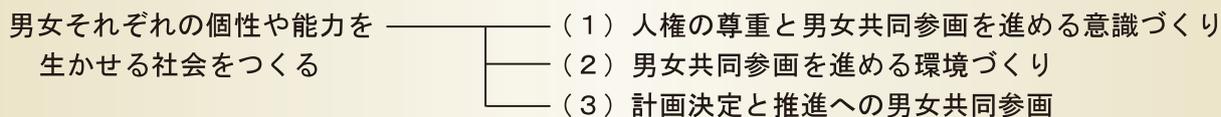
#### 10年後の姿

■ 男女平等の意識が浸透し、性別に関わりなく個性や能力が発揮できる社会になっています。

#### 目標指標

| 指標名                        | 単位 | 現状値  | 目標値  |      |
|----------------------------|----|------|------|------|
|                            |    |      | H27年 | H32年 |
| 男女差別のない社会がつくられていると考える町民の割合 | %  | 28.5 | 30.0 | 35.0 |
| 審議会等への女性登用率                | %  | 24.7 | 30.0 | 35.0 |
| 男女共同参画に関する講座・セミナーなどへの参加者数  | 人  | 88   | 120  | 176  |

## 施策の体系



## 施策の展開方向

### (1) 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり

【拡充】

- ◇ あらゆる場において、男女共同参画を推進し、男女平等意識を醸成するとともに、男女共同参画を推進する仕組みや体制を確立します。
- ◇ 男女平等意識を町民に浸透させるための教育を推進します。
- ◇ 暴力の根絶を目指して、男女が共に互いの立場を理解し、尊重し合えるよう意識の向上を図ります。

### (2) 男女共同参画を進める環境づくり

【拡充】

- ◇ 男女が共同で参画する地域・家庭づくりを推進します。
- ◇ 男女平等の就業環境づくりを推進します。

### (3) 計画決定と推進への男女共同参画

【拡充】

- ◇ 町民と行政との協働の場においても、男女共同参画を進めるため、町の基本的な政策や計画を策定する際に設置する審議会などに積極的に女性を登用します。

## 協働によるまちづくりの考え方

家庭や地域、学校、企業などにおける性別による役割分担意識の解消や男性・女性それぞれの人権尊重の意識づくり活動に、関係団体などと連携して取り組み、男女共同参画意識の周知・啓発を推進します。

### 町民の行動指針

- ◇ 家庭や地域、学校、企業、その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めます。

### 行政の行動指針

- ◇ 男女共同参画プランに基づき、男女共同参画の推進に関する施策を実施します。
- ◇ 様々な団体等と連携し、男女共同参画に関する施策を進めます。

## 関連計画

- ◆ 東郷町男女共同参画プラン
- ◆ 東郷町男女共同参画推進条例

## 3 町民・行政相互の情報共有を推進する

町民と行政の協働によるまちづくりを進めていく上での情報共有を図るため、広報紙やホームページなどによる町民への情報提供の充実、タウンミーティングなどの広聴機会の充実、情報の公開を推進するなど行政運営の「見える化」を進めます。

#### 現状・課題

インターネットや携帯電話の普及により、多くの情報を手軽に入手することが可能となる中、町公式ホームページを開設し行政情報の発信に努めていますが、住民意向調査では、町政への関心を高めるために広報紙などを利用した町政情報の提供が必要と考える町民が6割を超えるなど、多様な方法での情報提供が求められており、情報の一斉配信など、より町民が利用しやすい情報発信の仕組みを充実させる必要があります。

また、広聴については、電子メール、意見箱、FAXなどの個別広聴に加え、集団広聴の機会として、町長が各地区に出向いて町民と直接懇談するタウンミーティングを実施してきましたが、参加者の人数が伸び悩んでいる状況に加え、積極的な調査広聴の機会が乏しいことから、町民の声を町政に十分反映できていないのが現状です。今後は、多様な意見を反映するため、様々な方法の広聴活動により、町民の声を広く集める取組みが求められます。

#### 10年後の姿

- 広報紙及び町公式ホームページが町民の視点から改良され、一層町民に親しみやすく、質量ともにバランスのとれた有益な情報が発信されています。また、発信方法も多様化し、これまで以上に積極的な発信や、個々のニーズに合わせた利便性の高い情報提供環境により、行政情報が広く町民に行きわたっています。
- 気軽に参加できるタウンミーティングや新たな広聴機会が設けられ、また、ICT<sup>注1</sup>を活用することにより、時間や場所にとらわれることなく町民の声が集っています。
- 様々な手段により町民が行政に意見や要望を提案でき、それに対する町の考え方が公表されるとともに、施策に反映されています。

#### 目標指標

| 指標名                       | 単位 | 現状値  | 目標値  |      |
|---------------------------|----|------|------|------|
|                           |    |      | H27年 | H32年 |
| 広報とうごうを毎号読んでいる町民の割合       | %  | 61.5 | 67.0 | 72.0 |
| 町政に住民の意見が反映されていると考える町民の割合 | %  | 5.5  | 11.0 | 16.0 |
| 町政モニターの数                  | 人  | 未整備  | 5    | 10   |

## 施策の体系

- 町民・行政相互の情報共有を推進する
- (1) 広報紙、町公式ホームページの充実
  - (2) 広聴機会の充実

## 施策の展開方向

### (1) 広報紙、町公式ホームページの充実 【拡充】

- ◇ 広報紙や町公式ホームページの情報のバランスを考えるとともに、未掲載情報を定期的に洗い出し、町民の視点から作成します。
- ◇ 町公式ホームページの多言語化、動画配信、携帯端末用サービス、子ども向けページ、緊急メール、個人向けマイポータル等のサービスの拡大を検討します。

### (2) 広聴機会の充実 【継続】

- ◇ 町政モニター制度の導入などにより、町民の率直な意見・要望などを的確に把握し、町政に反映します。
- ◇ タウンミーティングの開催案内等の周知方法や内容・開催回数・時間等を見直すとともに新たな広聴機会を検討します。
- ◇ 情報公開制度に基づく情報公開のほか、行政運営情報の自主的な公表に努めます。

## 協働によるまちづくりの考え方

いつでも・どこでも・だれでも、町民と行政との情報共有が図られることにより、町民が行政への関心を高め、一緒になってまちづくりを考えていきます。

### 町民の行動指針

- ◇ 町政に関心を持ち、町に関する情報を利用します。
- ◇ 町政に関心を持ち、様々な機会を通じて町民の声の発信に努めます。

### 行政の行動指針

- ◇ 行政情報発信の充実を図ります。
- ◇ ICTを活用した情報推進手段の多様化を進めます。
- ◇ 広聴機会を積極的に設けるとともに、誰でも気軽に意見を述べることのできる環境を整備します。

## 用語解説

注<sup>1</sup> ICT：情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

## 4 効率的な行政運営を進める

行政改革の一層の推進のもと、総合計画と連動した行政評価システムを確立するとともに、政策形成能力のある職員の育成、政策課題に対応できる組織の再編などを推進し、無駄のない効率的な行政運営や町民サービスの向上を目指します。

#### 現状・課題

町の受付窓口は、各種届出やそれに基づいて各種サービスを受けるなど町民と密接な関係にあります。町民のライフスタイルの多様化に伴い、町への各種届出などの行政手続きもより便利に利用しやすくなることが求められているため、町民の視点に立った業務の改善・構築が必要になっています。

また、町民ニーズはサービスの量から質へと変化し、社会経済環境がめまぐるしく変動する中で、行政需要も高度化・多様化してきています。これらの変化に的確に対応していくため、柔軟に対応できる職員の育成や、総合的・横断的な課題に対応できる組織改革が必要です。さらには、町民の視点に立った事務事業の評価を継続的に行う必要があります。また、行政運営の効率化を図るために、総合計画の政策・施策レベルでのさらなる評価方法の検討が必要です。

現在の町の厳しい財政状況を踏まえ、今後は、成果を重視した効果的な行政運営が求められます。

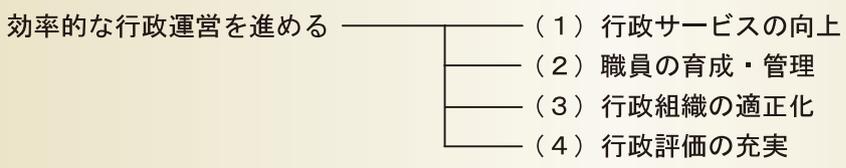
#### 10年後の姿

- 町民のライフスタイルに合った、利用しやすい役場窓口体制が整備されています。
- 職員がやる気を持って、いきいきと働き、町民と行政の信頼関係が深まっています。
- 町民にわかりやすく、効果的かつ効率的な行政運営が行われています。

#### 目標指標

| 指標名                      | 単位 | 現状値  | 目標値  |      |
|--------------------------|----|------|------|------|
|                          |    |      | H27年 | H32年 |
| 総合的に役場窓口での対応に満足している町民の割合 | %  | 45.7 | 51.0 | 56.0 |
| 事務改善実績報告件数               | 件  | 15   | 25   | 30   |
| 住民1,000人当たり職員数           | 人  | 6.8  | 6.5  | 6.3  |

## 施策の体系



## 施策の展開方向

### (1) 行政サービスの向上 【継続】

- ◇ 町民にとって利用しやすい行政を目指し、総合窓口<sup>注1</sup>の設置を検討します。
- ◇ 町民の意見や自治体 EA<sup>注2</sup>の考え方を取り入れ、ICT を活用した窓口業務の見直しを進めます。
- ◇ 多様化するニーズに対応するため、窓口開庁時間の延長等を検討します。
- ◇ 「民間でできることは民間へ」の視点に立ち、指定管理者制度<sup>注3</sup>や PFI<sup>注4</sup>、市場化テスト<sup>注5</sup>の導入などを積極的に進めます。

### (2) 職員の育成・管理 【継続】

- ◇ 人材育成に重点を置いた新たな研修基本方針を策定し、研修を体系化し計画的に実施します。
- ◇ 組織の若返りに伴う経験不足を補うとともに、職員一人ひとりの業務に対する意識や能力を向上させるための人材育成制度を確立します。

### (3) 行政組織の適正化 【継続】

- ◇ 的確な事務量把握に努め、適正な人員配置を行います。
- ◇ 事務の効率化を図り、地方分権や高度化・多様化する行政需要に的確に対応できる柔軟で機動力のある組織・機構の編成に努めます。

### (4) 行政評価の充実 【継続】

- ◇ 総合計画の施策レベルでの評価を検討するとともに事務事業評価の外部評価を導入し、成果重視の行政を進めます。★
- ◇ 行政評価の結果を予算に的確に反映します。

## 協働によるまちづくりの考え方

町民の行政需要の高度化・多様化に対応するため、町民の意見を広く収集・把握・選択し、まちづくりに反映します。

### 町民の行動指針

- ◇ 町政に関心を持ち、積極的に参画・協力します。

### 行政の行動指針

- ◇ 町民に「ありがとう」と言われる窓口対応に努めます。
- ◇ 効果的・効率的な行政運営を行い、行政評価の結果を活用し、的確に予算編成に反映します。

## 関連計画

- ◆ 経済財政改革の基本方針

### 用語解説

<sup>注1</sup>総合窓口：複数箇所にもたがって提供されている関連手続きの窓口を、電子化等により 1 箇所に集約して行う窓口。  
<sup>注2</sup>自治体 EA：町民ニーズを始めとする社会環境や情報技術自体の変化に素早く対応できるよう、業務と IT システムの「全体最適」を実現するための仕組み。  
<sup>注3</sup>指定管理者制度：公の施設の管理を効率かつ効果的に行うことを目的として、地方公共団体が指定する者に管理を代行させる制度。  
<sup>注4</sup>PFI：Private Finance Initiative の略で、民間資金や経営能力、技術能力を活用し、効率かつ効果的に公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法。  
<sup>注5</sup>市場化テスト：これまで「官」が担ってきた公共サービスを、「官」と「民」が対等な立場で競争入札し、価格・質の両面で最も優れた者がそのサービスを担っていくこととする制度。

### Ⅲ 参画と協働で自立するまち

## 5 広域連携の強化を進める

町民の多様な行政ニーズに対応していくため、町単独では取組みが困難な事務について、周辺市との役割分担・連携のもと、ごみ処理、し尿処理、消防・救急、水道事業の充実とともに、救急医療体制の強化、公共交通の連携、公共施設利用の共有化、火葬場の利用など広域連携の強化を進めます。

#### 現状・課題

平成の大合併は収束しましたが、地方分権は一層促進され、国では地域主権の議論や定住自立圏構想を進めるなど、基礎自治体<sup>注1</sup>の枠組みについての検討が進められています。

また、広域行政圏の枠組みの見直しが課題となっており、一部事務組合<sup>注2</sup>のさらなる効率的な運営が求められています。また、尾三消防組合については、尾張東部消防広域化研究会において消防本部の統合（瀬戸市から豊明市）が検討されています。

加えて、公共交通の利用しやすい環境を目指し、地域公共交通会議<sup>注3</sup>や法定協議会<sup>注3</sup>を活用しながら、近隣市の鉄道駅、病院、公共施設等へのアクセスとして、コミュニティバス<sup>注4</sup>等の相互乗り入れなど広域的な交通手段についても充実させる必要があります。

町民サービスを向上させ、効率的に行政運営を行っていくためにも、役割分担のもとで広域的な連携を進めることが必要となります。

#### 10年後の姿

- 近隣市との連携や機能分担により、町民サービスの向上と効果的・効率的な行政運営がなされています。

#### 目標指標

| 指標名                                | 単位 | 現状値 | 目標値  |      |
|------------------------------------|----|-----|------|------|
|                                    |    |     | H27年 | H32年 |
| 近隣市と共同で取り組むことが効果的な分野で、新たに連携が行われた件数 | 件  | 4   | 5    | 5    |
| コミュニティバスを乗り入れている市の数                | 市  | 2   | 4    | 4    |

## 施策の体系



## 施策の展開方向

### (1) 一部事務組合の効率的な運営

【継続】

- ◇ 町民サービスの向上と町民の利便性を確保するため、関係市との連携を密にして、一部事務組合の効果的、効率的な管理運営に努めます。
- ◇ 現在の一部事務組合の事務の共同化や新たな一部事務組合の必要性などについて検討・研究します。

### (2) 公共交通機関の広域的な連携

【拡充】

- ◇ 利用しやすいコミュニティバスとするため、コミュニティバスの市町間相互乗り入れについて検討・研究します。
- ◇ 法定協議会を活用し、広域的な交通手段の充実を図ります。

### (3) 広域的な連携による町民サービスの向上と行政運営の効率化

【継続】

- ◇ 町民サービスの安定供給やサービス向上のため、行政機関の共同設置や一部事務組合の拡大設置を検討するとともに、救急医療体制の強化を始め、公共施設利用の共有化や火葬場の利用など、効率的な行政運営の観点からも、新たな広域連携を検討します。

## 協働によるまちづくりの考え方

近隣市との連携について、町民ニーズや意見を広く収集・把握し、町民視点の広域ネットワークの構築に向けて、研究していきます。

### 町民の行動指針

- ◇ 広域連携による行政サービスを利用します。

### 行政の行動指針

- ◇ 町民ニーズを正確に把握します。
- ◇ 近隣市と連携を図ります。
- ◇ 基礎自治体についての調査・研究の状況について情報提供をします。

## 関連計画

- ◆ 愛知県消防広域化推進計画
- ◆ 東郷町地域公共交通総合連携計画<sup>注5</sup>

## 用語解説

<sup>注1</sup> 基礎自治体：国の行政区画の中で最小の単位で、首長や地方議会などの自治制度がある自治体のこと。  
<sup>注2</sup> 一部事務組合：2つ以上の自治体が協議により、事務を共同で行うために設ける組織のこと。  
<sup>注3</sup> 地域公共交通会議、法定協議会：平成18年に施行された改正道路運送法における「地域公共交通会議」、同19年に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「法定協議会」。共に自治体、町民、交通事業者、道路管理者、公安委員会、運輸局などが委員として参加し、地域における公共交通に関して協議する機関のこと。  
<sup>注4</sup> コミュニティバス：市・区・町・村などの自治体が町民の移動手段を確保するために運行する路線バス。  
<sup>注5</sup> 地域公共交通総合連携計画：地域公共交通会議、法定協議会での協議を経て、地域公共交通の活性化・再生を総合かつ一体的に推進するための計画。

## 6 財政の健全化を進める

事務事業の見直しによる歳出削減の徹底、受益者負担の適正化や行政サービスの効率化、企業誘致などによる新たな税収の増加や定住人口の安定などによる自主財源の確保などを進め、身の丈にあった持続可能な財政運営を目指します。

### 現状・課題

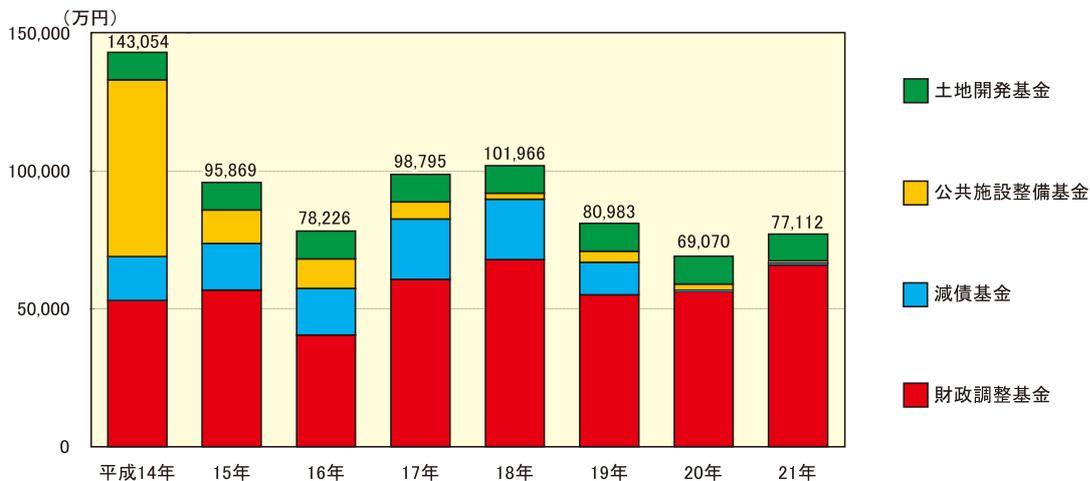
本町の財政運営は、任意に削減できない歳出（義務的経費）の増加に加え、大幅な歳入の増加が見込めない状況に直面し、歳出の超過分を財政調整基金<sup>注1</sup>の繰入や実質赤字公債である臨時財政対策債を計上して穴埋めをしています。また、人件費、扶助費<sup>注2</sup>及び公債費の義務的経費の増加に伴い、年々経常収支比率<sup>注3</sup>が上昇するなど、財政の硬直化が進んでいます。

このような財政状況が続けば、福祉及び子育て等の行政サービスの向上はもとより、生活の根幹をなすインフラ整備もできない状況になります。

そのため、新たな自主財源の確保に向けて、企業誘致が必要であることに加え、安定した自主財源を確保するため、町税等の適正かつ公平な賦課・徴収事務を進め、また行政評価の仕組みを生かし、事務事業を効率的に行っていく必要があります。

また、老朽化が進む町有施設については、計画的な修繕を行い、長寿命化対策による施設の延命化を図るとともに、効率的な活用・運営が必要です。

#### ■ 基金現在高（一般会計各年度末）



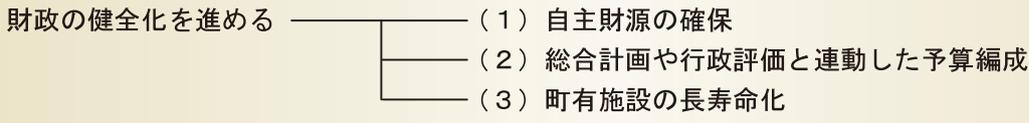
### 10年後の姿

■ 歳出の抑制と新たな財源確保により、安定した財政運営が図られ、町民サービスが提供されています。

### 目標指標

| 指標名                   | 単位 | 現状値  | 目標値  |      |
|-----------------------|----|------|------|------|
|                       |    |      | H27年 | H32年 |
| 健全な財政運営に満足している町民の割合   | %  | 7.1  | 13.0 | 18.0 |
| 実質公債費比率 <sup>注4</sup> | %  | 8.1  | 7.5  | 7.0  |
| 財政調整基金の残高             | 億円 | 6.7  | 10.0 | 15.0 |
| 収納率（町税全体）             | %  | 93.8 | 94.3 | 95.0 |
| 経常収支比率                | %  | 89.5 | 85.0 | 80.0 |

施策の体系



施策の展開方向

(1) 自主財源の確保 【拡充】

- ◇ 広報・ホームページなどによる税情報の PR に努めます。
- ◇ 町税等における納期内の納税率向上を目指し、納税啓発に努め、効率的な催告手法を導入します。
- ◇ 公共施設の利用料金の見直しによる受益者負担の適正化を図ります。
- ◇ 工場誘致に向けて、情報発信、優遇措置等を検討します。
- ◇ 子育て支援施策、雇用施策などと連携しながら、定住人口の安定化を図ります。

(2) 総合計画や行政評価と連動した予算編成 【継続】

- ◇ 現在の枠配当予算の方式を検証し、より効果的な方法を検討します。
- ◇ 行政評価や実施計画との連動をもとに、選択と集中による戦略的な予算編成を行います。

(3) 町有施設の長寿命化 【新規】

- ◇ 学校や保育園園舎を始めとする既存施設等の老朽化に対応するため、限られた予算の中で、町有施設を有効利用するため長寿命化計画を作成します。

協働によるまちづくりの考え方

町の財政状況を町民にわかりやすく伝え、共有化します。

町民の行動指針

- ◇ 納税者として、納期限内に納税を行います。
- ◇ 町の財政運営に関心を持ちます。

行政の行動指針

- ◇ 限られた財源の中で、効率的な財政運営を行うとともに、新たな財源の確保に努めます。

用語解説

注<sup>1</sup> 財政調整基金：一般財源調整のための積立金。  
 注<sup>2</sup> 扶助費：社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障がい者等に対して行う様々な支援費。  
 注<sup>3</sup> 経常収支比率：財政構造の弾力性を判断する指標。比率が高くなるにつれ、財政運営は硬直化する。  
 注<sup>4</sup> 実質公債費比率：地方公共団体における実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標。